

独立行政法人酒類総合研究所法の一部を改正する法律案新旧対照表

独立行政法人酒類総合研究所法(平成十一年法律第百六十四号)

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則(第一条 第五条)</p> <p>第二章 役員及び職員(第六条 第十一条)</p> <p>第三章 業務等(第十二条・第十三条)</p> <p>第四章 雑則(第十四条・第十五条)</p> <p>第五章 罰則(第十六条・第十七条)</p> <p>附則</p> <p>(事務所)</p> <p>第四条 研究所は、主たる事務所を広島県に置く。</p> <p>(資本金)</p> <p>第五条 研究所の資本金は、附則第五条第二項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則(第一条 第六条)</p> <p>第二章 役員(第七条 第十条)</p> <p>第三章 業務等(第十一条・第十二条)</p> <p>第四章 雑則(第十三条・第十四条)</p> <p>第五章 罰則(第十五条)</p> <p>附則</p> <p>(特定独立行政法人)</p> <p>第四条 研究所は、通則法第一条第二項に規定する特定独立行政法人とする。</p> <p>(事務所)</p> <p>第五条 (同上)</p> <p>(資本金)</p> <p>第六条 (同上)</p>

<p>2・3 (省略)</p>	<p>2・3 (同上)</p>
<p>第二章 役員及び職員</p>	<p>第二章 役員</p>
<p>(役員)</p>	<p>(役員)</p>
<p>第六条 研究所に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。</p>	<p>第七条 (同上)</p>
<p>2 (省略)</p>	<p>2 (同上)</p>
<p>(理事の職務及び権限等)</p>	<p>(理事の職務及び権限等)</p>
<p>第七条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して研究所の業務を掌理する。</p>	<p>第八条 (同上)</p>
<p>2・3 (省略)</p>	<p>2・3 (同上)</p>
<p>(役員の任期)</p>	<p>(役員の任期)</p>
<p>第八条 役員の任期は、二年とする。</p>	<p>第九条 (同上)</p>
<p>(理事の欠格条項の特例)</p>	<p>(理事の欠格条項の特例)</p>
<p>第九条 通則法第二十二條の規定にかかわらず、教育公務員で政令で定めるものは、理事となることができる。</p>	<p>第十条 (同上)</p>
<p>2 研究所の理事の解任に関する通則法第二十二條第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人酒類総合研</p>	<p>2 研究所の理事の解任に関する通則法第二十三條第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人酒類総合研</p>

究所法第九条第一項」とする。

(役員及び職員)の秘密保持義務)

第十条 研究所の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員)の地位)

第十一条 研究所の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十二条 研究所は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一七 (省略)

(積立金の処分)

第十三条 研究所は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この項において「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当す

究所法第十条第一項」とする。

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十一条 (同上)

一七 (同上)

(積立金の処分)

第十二条 (同上)

<p>る金額のうち財務大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第二十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができる。</p> <p>2～4（省略）</p> <p>第四章 雑則</p> <p>（特に必要がある場合の財務大臣の要求）</p> <p>第十四条 財務大臣は、酒税の適正かつ公平な賦課の実現のため特に必要があると認めるときは、研究所に対し、<u>第十二条第一号に掲げる業務</u>に<u>関し必要な措置をとることを求めることができる。</u></p> <p>2（省略）</p> <p>（主務大臣等）</p> <p>第十五条 研究所に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務官令は、それぞれ財務大臣、財務省及び財務官令とする。</p> <p>第五章 罰則</p>	<p>る金額のうち財務大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第二十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができる。</p> <p>2～4（同上）</p> <p>第四章 雑則</p> <p>（特に必要がある場合の財務大臣の要求）</p> <p>第十三条 財務大臣は、酒税の適正かつ公平な賦課の実現のため特に必要があると認めるときは、研究所に対し、<u>第十一条第一号に掲げる業務</u>に<u>関し必要な措置をとることを求めることができる。</u></p> <p>2（同上）</p> <p>（主務大臣等）</p> <p>第十四条（同上）</p> <p>第五章 罰則</p>
---	---

第十六条 第十条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第十二条に規定する業務以外の業務を行ったとき。
- 二 第十三条第一項の規定により財務大臣の承認を受けなければならぬ場合において、その承認を受けなかつたとき。

第十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第十一条に規定する業務以外の業務を行ったとき。
- 二 第十二条第一項の規定により財務大臣の承認を受けなければならぬ場合において、その承認を受けなかつたとき。

国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（附則第九条関係）

改正案		現行	
別表第三（第二百二十四条の三関係）			
名称	根拠法	名称	根拠法
(省略)	(省略)	(同上)	(同上)
独立行政法人酒類総合研究所	独立行政法人酒類総合研究所法（平成十一年法律第六十四号）		